

第13回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時 2022年6月28日（火曜日）
午前10時

開催場所 東京都港区芝大門一丁目3番2号
当社8階会議室

目次

定時株主総会招集ご通知	01
株主総会参考書類	05
第1号議案 剰余金の処分の件	
第2号議案 定款一部変更の件	
第3号議案 取締役8名選任の件	
第4号議案 監査役1名選任の件	
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	
第6号議案 取締役の報酬額改定の件	
第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件	
事業報告	20
連結計算書類	36
計算書類	48
監査報告書	54

【ご出席を予定または検討されている株主様へ】

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場については、政府等からの要請等に鑑み、十分にご検討いただいた上で判断していただけますようお願い申し上げます。

証券コード 3157
2022年6月10日

株 主 各 位

東京都港区芝大門一丁目3番2号
ジューテックホールディングス株式会社
代表取締役社長 足立 建一郎

第13回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚くお礼申しあげます。

さて、当社第13回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場については、政府等からの要請等に鑑み、十分にご検討いただいた上で判断していただけますようお願い申しあげます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますて、2022年6月27日(月曜日)午後5時までに議決権を行使していただきたくお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月28日(火曜日) 午前10時
2. 場 所 東京都港区芝大門一丁目3番2号 当社8階会議室
3. 目的事項
報告事項
 1. 第13期 (2021年4月1日から
2022年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類
の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第13期 (2021年4月1日から
2022年3月31日まで) 計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役8名選任の件
- 第4号議案 監査役1名選任の件
- 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第6号議案 取締役の報酬額改定の件
- 第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件




以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合、当社ウェブサイト (<https://www.jutec-hd.jp>)に、修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様的重要な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使には以下の3つの方法がございます。

郵送で議決権をご行使される場合	インターネットで議決権をご行使される場合	株主総会にご出席される場合
 <p>同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。</p> <p>行使期限 2022年6月27日（月曜日） 午後5時到着分まで</p>	 <p>議決権行使サイトで議案に対する賛否をご入力いただき、ご送信ください。</p> <p>行使期限 2022年6月27日（月曜日） 午後5時入力分まで</p>	 <p>同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。</p> <p>日時 2022年6月28日（火曜日） 午前10時</p> <p>会場 東京都港区芝大門一丁目3番2号 当社8階会議室 末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。</p>

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

見本

インターネットと照合して議決権行使される場合は、インターネットをご利用となります。株主総会にご出席の際は、この議決権行使書用紙を必ずお持ちください。

こちらに、議案の賛否をご記入ください。

【第1・2・4・5・6・7号議案】

賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印 反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

【第3号議案】

全員賛成の場合 ➡ 「賛」の欄に○印 全員反対する場合 ➡ 「否」の欄に○印

一部の候補者を反対する場合 ➡ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入いただくか、「否」の欄に○印をし、賛成する候補者の番号をご記入ください。

議決権行使のお取り扱いについて

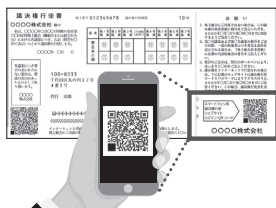
議決権行使書用紙において各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとして取り扱わせていただきます。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

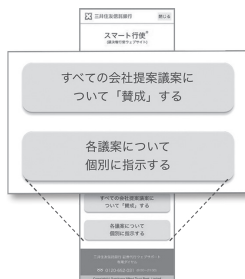
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

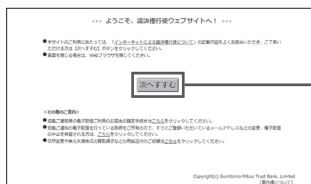
※ QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

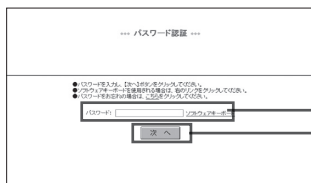
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

※インターネットによる議決権行使と議決権行使書の郵送による議決権行使が重複してなされた場合は、インターネットによるものを有効として取り扱わせていただきます。

※インターネットにより複数回議決権をご行使された場合は、最後に行われたものを有効として取り扱わせていただきます。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

期末配当につきましては、安定的な配当の継続と当事業年度の業績等を勘案し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金22円

総額291,993,878円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月29日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨及び書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨の規定を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

(2) 経営体制の強化を図るため、役付取締役を取締役会長を新たに設け、取締役会の決議により必要に応じて1名選定することができるように変更するものであります。

(3) ガバナンス体制の強化のため、取締役会の招集権者及び議長を取締役社長から取締役会において定めた取締役に変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>(参考書類等のインターネット開示) 第14条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、<u>連結計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットを利用する方法で開示することができる。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(株主総会参考書類等の電子提供措置) 第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 (条文省略) 2. 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 3. (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役) 第21条 (現行どおり) 2. 取締役会の決議により、取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長1名、及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。 3. (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集及び議長) 第22条 取締役会は取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。 2. (条文省略)</p>	<p>(取締役会の招集及び議長) 第22条 取締役会は取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集し、その議長となる。<u>当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> 2. (現行どおり)</p>

現 行	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <p>1. <u>変更前定款第14条（参考書類等のインターネット開示）の削除及び変更後定款第14条（株主総会参考書類等の電子提供措置）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第14条（参考書類等のインターネット開示）はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役全員（8名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役8名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当
1	再任 足立 建一郎	代表取締役社長
2	再任 植木 啓之	代表取締役副社長 経営企画部、グループ事業統括部、内部監査室、DX推進室担当
3	再任 岩瀬 裕道	常務取締役 財務経理部、審査法務部、情報システム部、デジタルサービス部担当
4	新任 今川 毅	理事財務経理部長
5	再任 花上 稔	取締役
6	再任 佐藤 誠	社外取締役
7	再任 定金 生馬	社外取締役
8	再任 山 上 圭 子	社外取締役

(注) 当社は、全ての取締役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同様の内容で更新することを予定しております。

1

あ だち けん いち ろう
足立建一郎

(1957年9月24日生)

再任

所有する当社の株式の数

1,034,903株

取締役会への出席状況

14/15回 (93.3%)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年4月 住友商事株式会社入社
 1985年7月 株式会社ジューテック入社
 1988年3月 同社取締役
 1990年3月 同社常務取締役
 1991年3月 同社代表取締役専務
 1994年3月 同社代表取締役社長
 2009年10月 当社代表取締役社長 (現任)
 2015年4月 株式会社ジューテック代表取締役会長 (現任)

■選任の理由

足立建一郎氏は1994年以来株式会社ジューテックの代表取締役社長、2015年から代表取締役会長、また2009年設立以来当社の代表取締役社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営全般の管理・監督者として適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

2

う え き ひろ し
植木 啓之

(1959年5月6日生)

再任

所有する当社の株式の数

7,800株

取締役会への出席状況

15/15回 (100%)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年4月 三井物産株式会社入社
 2002年2月 三井住商建材株式会社出向 東京住宅資材部副部長
 2003年8月 三井物産林業株式会社出向 経営企画部長
 2005年3月 三井物産株式会社本店住宅・建材事業部建材事業推進室長
 2008年6月 同社本店内部監査部次長
 2012年6月 三井住商建材株式会社取締役常務執行役員 経営企画部長
 2013年4月 同社取締役常務執行役員
 2013年6月 同社代表取締役社長
 2017年1月 S M B 建材株式会社代表取締役社長
 2017年6月 同社代表取締役会長
 2018年8月 三井物産株式会社 コンシューマービジネス本部 参与
 2019年4月 当社入社 執行役員社長特命事項担当
 2019年6月 当社代表取締役副社長
 株式会社ジューテック取締役 (現任)
 2020年6月 当社代表取締役副社長経営企画部、グループ事業統括部、内部監査室担当
 2021年4月 当社代表取締役副社長経営企画部、グループ事業統括部、内部監査室、DX推進室担当 (現任)

■選任の理由

植木啓之氏は他社における会社経営の経験に加え、当社においては2019年から代表取締役副社長を務めており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。当社のグループ経営全般の管理・監督者として適任であると判断し、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

3

いわせ ひろみち
岩瀬 裕道

(1960年5月1日生)

再任

所有する当社の株式の数

5,500株

取締役会への出席状況

15/15回 (100%)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年4月 東京海上火災保険株式会社（現東京海上日動火災保険株式会社）入社
- 2002年7月 同社近畿第一本部奈良支店奈良第二支社長
- 2011年8月 同社埼玉自動車営業第一部長
- 2016年4月 同社業務品質部専門部長（コンプライアンス）兼 東北業務支援部参与
- 2018年4月 損害保険料率算出機構入社
- 2020年1月 当社入社 執行役員財務経理部、審査法務部、情報システム部担当役員補佐
- 2020年6月 当社取締役財務経理部、審査法務部、情報システム部担当株式会社ジューテック取締役（現任）
- 2021年6月 当社常務取締役財務経理部、審査法務部、情報システム部担当
- 2022年4月 当社常務取締役財務経理部、審査法務部、情報システム部、デジタルサービス部担当（現任）

■選任の理由

岩瀬裕道氏は保険分野における豊富な経験と見識を有していることから、当社グループの更なるリスク管理やコンプライアンスの強化に貢献していただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

4

いまがわ つよし
今川 毅

(1961年4月24日生)

新任

所有する当社の株式の数

0株

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1984年4月 三井物産株式会社入社
- 2003年5月 同社金融市場本部 市場資金部為替市場室長
- 2006年4月 同社総合資金部 資本市場・M&A 支援室長
- 2008年5月 同社総合資金部 コーポレートファイナンス室長
- 2011年5月 同社経営企画部 ポートフォリオ管理室長
- 2013年4月 同社ニューヨーク本店 SVP & CFO
- 2015年4月 同社フィナンシャルマネジメント第三部長
- 2018年4月 同社理事フィナンシャルマネジメント第三部長
- 2020年6月 三井石油開発株式会社出向 取締役執行役員 CFO
- 2021年7月 当社入社 理事財務経理部長（現任）

■選任の理由

今川毅氏は他社におけるCFO等の経験があり、金融や財務会計、M&A分野における豊富な経験と見識を有していることから、当社グループの財務面の体制強化や財務戦略の推進に貢献していただくため、取締役としての選任をお願いするものであります。

5

はな うえ
花上みのる
稔

(1954年9月26日生)

再任

所有する当社の株式の数

11,845株

取締役会への出席状況

15/15回 (100%)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 松下電工株式会社（現パナソニック株式会社）入社
 2011年4月 パナソニックリビング首都圏関東株式会社出向 代表取締役社長
 2014年10月 株式会社ジューテック入社 理事社長特命事項担当
 2014年11月 同社執行役員特販営業部担当
 2015年6月 同社取締役特販営業部、生活資材部担当
 2016年4月 同社常務取締役営業グループ統括 兼 中部・西日本担当
 2017年4月 同社専務取締役営業グループ統括 兼 中部・西日本担当
 2018年4月 同社専務取締役営業グループ、営業戦略グループ統括
 2019年4月 同社代表取締役社長（現任）
 2019年6月 当社取締役（現任）

■選任の理由

花上稔氏は他社における会社経営の経験に加え、株式会社ジューテックにおいては2015年の取締役就任を経て2019年から代表取締役社長を務めております。これらの豊富な経験・実績・見識を当社グループの経営に活かしていただくため、引き続き取締役としての選任をお願いするものであります。

6

さとう
佐藤まこと
誠

(1948年8月5日生)

再任

社外

所有する当社の株式の数

2,750株

取締役会への出席状況

13/15回 (86.7%)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1972年4月 住友商事株式会社入社
 2002年4月 同社理事自動車事業本部長
 2003年4月 同社執行役員自動車事業本部長
 2006年4月 同社常務執行役員自動車事業第一本部長
 2009年4月 同社顧問
 2009年6月 住友三井オートサービス株式会社 代表取締役社長最高経営責任者
 2010年6月 SMAサポート株式会社 代表取締役社長
 2013年6月 住友三井オートサービス株式会社 特別顧問
 2014年6月 当社取締役 (現任)
 2019年3月 株式会社ベルパーク 社外監査役 (現任)

(重要な兼職)

株式会社ベルパーク 社外監査役

■選任理由及び期待される役割の概要並びに就任年数

佐藤誠氏は他社において会社経営に携われ、企業経営者としての豊富な経験・実績・知識を有していることから選任をお願いするものであります。また同氏には、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な助言及び提言をいただくことを期待しており、グループ経営体制の強化等当社のコーポレート・ガバナンスに資するところは大きいと判断しております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって8年であります。

- (注) 1. 佐藤誠氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 佐藤誠氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
 3. 佐藤誠氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
 4. 佐藤誠氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 5. 佐藤誠氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 6. 社外取締役候補者との責任限定契約について
 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、佐藤誠氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、法令で定める賠償額を上限とする責任限定契約を締結しております。佐藤誠氏の再任が承認された場合、当社は佐藤誠氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

所有する当社の株式の数

2,000株

取締役会への出席状況

14/15回 (93.3%)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1975年4月 石川島播磨重工業株式会社（現株式会社IHI）入社
 1982年8月 IHI Marine B.V. (IHIオランダ法人) 出向 Commercial Manager
 1987年2月 東亜林業株式会社入社 常務取締役
 1992年10月 マックグレゴリー・グループ入社 マーケティングマネージャー
 1993年1月 同社日本法人マックグレゴリー・ジャパン 代表取締役社長
 2004年3月 カヤバ・マックグレゴリー株式会社 代表取締役社長
 2010年5月 カーゴテック・ジャパン株式会社 代表取締役社長
 2014年7月 マックグレゴリー・ジャパン株式会社 代表取締役社長
 2016年6月 当社取締役（現任）

■選任理由及び期待される役割の概要並びに就任年数

定金生馬氏は他社において会社経営に携われ、企業経営者としての豊富な経験・実績・知識を有していることから選任をお願いするものであります。また同氏には、業務執行を行う経営陣から独立した客観的立場で、当社取締役会において的確な助言・提言をいただくことを期待しており、グループ経営体制の強化等当社のコーポレート・ガバナンスに資するところは大きいと判断しております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年であります。

- (注) 1. 定金生馬氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 定金生馬氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
 3. 定金生馬氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
 4. 定金生馬氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 5. 定金生馬氏は、当社の特定関係事業者の使用人の三親等以内の親族であります。
 6. 社外取締役候補者との責任限定契約について
 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、定金生馬氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、法令で定める賠償額を上限とする責任限定契約を締結しております。定金生馬氏の再任が承認された場合、当社は定金生馬氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

8

やまがみ けいこ
山上 圭子

(1961年3月22日生)

再任

社外

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

11/11回 (100%)

■略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年4月 横浜地方検察庁 検事
 2002年4月 法務省 刑事局 刑事法制企画官
 2005年1月 同省 刑事局 参事官
 2005年8月 最高検察庁 検事
 2007年8月 東京地方検察庁 公安部副部長
 2008年7月 同庁 公判部副部長
 2009年4月 横浜地方検察庁 公判部長
 2010年4月 弁護士登録 (第一東京弁護士会)
 東京靖和総合法律事務所 客員弁護士 (現任)
 2017年6月 アステラス製薬株式会社 社外取締役
 2019年6月 デンヨー株式会社 社外監査役
 2021年6月 当社取締役 (現任)
 デンヨー株式会社 社外取締役 監査等委員 (現任)

(重要な兼職)

東京靖和総合法律事務所 客員弁護士
 デンヨー株式会社 社外取締役 監査等委員

■選任理由及び期待される役割の概要並びに就任年数

山上圭子氏は最高検察庁検事等の要職を歴任後、弁護士として企業法務に携わっており、法律に関する豊富な専門知識と経験を有していることから、当社の経営に関し有用な助言等をいただくことにより、当社グループの発展に貢献していただけることを期待し選任をお願いするものであります。また、業務執行担当者として会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけると判断しております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。

- (注) 1. 山上圭子氏は、2021年6月開催の第12回定時株主総会において、新たに選任され就任いたしましたので、当事業年度の取締役会への出席回数は、就任後の回数を記載しております。
2. 山上圭子氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 山上圭子氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
4. 山上圭子氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
5. 山上圭子氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
6. 山上圭子氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
7. 社外取締役候補者との責任限定契約について
 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、山上圭子氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、法令で定める賠償額を上限とする責任限定契約を締結しております。山上圭子氏の再任が承認された場合、当社は山上圭子氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

<ご参考>スキル・マトリックス

第3号議案が原案どおり承認可決されますと、各取締役が有する主要な経験及び専門性は以下のとおりとなります。

氏名	企業経営	業界経験・専門性	サステナビリティ経営思考	財務・会計	M&A	人材マネジメント	法務・コンプライアンス	グローバル経験・国際性
足立 建一郎	●	●		●			●	
植木 啓之	●	●	●		●			
岩瀬 裕道	●			●		●	●	
今川 毅	●			●	●			●
花上 稔	●	●	●			●		
佐藤 誠	●			●	●			●
定金 生馬	●		●			●		●
山上 圭子			●		●	●	●	

(注) 本表は各取締役が有するスキルを4つまで記載しており、全てのスキルを表すものではありません。

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役のうち井浪禎士氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

い なみ た だ し
井浪 禎士

(1952年11月16日生)

再任 社外

所有する当社の株式の数

0株

取締役会への出席状況

15/15回 (100%)

監査役会への出席状況

13/13回 (100%)

■略歴、地位及び重要な兼職の状況

1977年4月 住友商事株式会社入社
 1996年10月 住友商事シンガポール 物資・農水産部長 兼 Scancem Asia Pacific 副社長
 2000年9月 住友商事株式会社 物資本部 物資開発部長付
 2001年4月 住友商事株式会社 生活資材本部 生活資材開発部長
 2002年8月 大連住友商事株式会社 社長
 2005年1月 中国住友商事グループ 中国生活関連産業部門長 兼 大連住友商事株式会社 社長
 2006年10月 住友商事株式会社 生活資材本部セメント部長付
 2007年8月 住友商事株式会社 内部監査部 主査
 2011年1月 サウジアラビア王国 National Pipe Company 販売・資材購買部長
 2012年8月 住友商事株式会社 鉄鋼第一本部 本部長付
 2012年12月 米国 Arkansas Steel Associates CEO 兼 社長
 2018年6月 当社常勤監査役 (現任)
 株式会社ジューテック常勤監査役 (現任)

■選任理由及び就任年数

井浪禎士氏は、他社の役員を歴任され、企業活動に関する豊富な見識を有していることから、社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

- (注) 1. 井浪禎士氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 井浪禎士氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 3. 井浪禎士氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
 4. 井浪禎士氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 5. 井浪禎士氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 6. 社外監査役候補者との責任限定契約について
 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、井浪禎士氏との間において、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、法令で定める賠償額を上限とする責任限定契約を締結しております。井浪禎士氏の再任が承認された場合、当社は井浪禎士氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

7. 当社は、全ての監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、井浪禎士氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。なお、次回更新時には同様の内容で更新することを予定しております。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、就任前に限り、監査役会の同意の上取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

うえ まつ のり ゆき
植松 則行 (1960年6月24日生)

所有する当社の株式の数

0株

■略歴及び重要な兼職の状況

1985年3月 等松・青木監査法人（現有限責任監査法人トーマツ）入所
 1988年10月 公認会計士登録（東京弁護士会）
 1997年6月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社（現アビームコンサルティング株式会社）入社
 株式会社電通入社
 2003年8月 株式会社電通入社
 2008年7月 植松公認会計士事務所 所長（現任）
 2011年6月 有限会社エス・ユー・コンサルタント 代表取締役（現任）
 2012年6月 株式会社エヌジェーケー（現株式会社NTTデータNJK） 社外監査役
 2013年2月 国際マネジメントシステム認証機構株式会社 社外監査役（現任）
 2015年1月 株式会社鎌倉新書 社外監査役
 2016年4月 同社 社外取締役 監査等委員（現任）
 2016年6月 アステラス製薬株式会社 社外監査役
 2018年6月 同社 社外取締役 監査等委員
 2019年3月 LINE株式会社 社外監査役（現任）
 2022年3月 サイボウズ株式会社 社外監査役（現任）

(重要な兼職)

植松公認会計士事務所 所長
 有限会社エス・ユー・コンサルタント 代表取締役
 国際マネジメントシステム認証機構株式会社 社外監査役
 株式会社鎌倉新書 社外取締役 監査等委員
 LINE株式会社 社外監査役
 サイボウズ株式会社 社外監査役

■選任の理由

公認会計士としての豊富な知識と経験に加えて、他社の監査役を歴任されており、客観的かつ公正な立場で社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断し、その選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 植松則行氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 植松則行氏は補欠の社外監査役候補者であり、就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
 3. 植松則行氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去10年間に当社の

特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。

4. 植松則行氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
5. 植松則行氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者または役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
6. 当社は、植松則行氏が監査役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限り、法令で定める賠償額を上限とする責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、全ての監査役を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金や争訟費用等が補填されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しておりますが、植松則行氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第6号議案 取締役の報酬額改定の件

当社の取締役の報酬額は、2021年6月25日開催の第12回定時株主総会において、年額200百万円以内（うち社外取締役分は年額25百万円）とご承認いただき現在に至っておりますが、今般、経営環境の変化に伴う取締役の役割・責務の増大及びコーポレートガバナンスの強化、並びに優秀な人材の確保等総合的に勘案いたしまして、取締役の報酬額を年額300百万円以内（うち社外取締役分は年額25百万円以内）と改定させていただきたいと存じます。

また、当社の取締役の報酬額は、当社の利益水準や当社従業員の給与水準、また、同業他社の取締役の報酬水準等に鑑み、相当であると判断しております。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

なお、第3号議案が原案どおり承認可決されますと取締役は8名（うち社外取締役3名）となります。

第7号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任される佐竹利彦氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
佐竹利彦	2020年6月 当社取締役 現在に至る

以上

(添付書類)

事業報告

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスの感染拡大の防止策として期初より緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置の適用が続き低調な推移を見せておりましたが、ワクチン接種の本格化等により9月中旬頃より感染者数が減少し、感染収束による景気回復が期待されました。しかしながら、11月下旬頃より再び感染者数が急増したことにより1月に各地にまん延防止等重点措置が適用されるなど、結果的には年度を通して社会経済活動の早期の正常化が見えない中での推移となりました。また、2月下旬に始まったロシアによるウクライナ侵攻に伴い、様々な分野に対する影響が今後顕在化してくることが懸念され、世界情勢は緊迫した状況が続いております。

当住宅関連業界におきましては、住宅の一次取得層や働き方の変化に伴う郊外住宅に対する根強い需要に支えられ、新設住宅着工戸数には持ち直しの動きが見られたこと等から堅調な推移となりました。一方で、諸外国での景気回復傾向やコンテナ不足等による海運の需給ひっ迫が起因となり、ウッドショックと称される木材価格の高騰や木材不足が発生したほか、原材料費の高騰等による値上げが多くの商材で実施される状況となりました。また、世界的な半導体不足や東南アジア諸国における厳格な活動規制の継続等によりサプライチェーンの分断が度々発生し、一部商品において供給遅延が生じるなど、経営環境が大きく変化する中での推移となりました。

このような環境の中で当社グループは、感染防止対策を継続しつつ、SDGsの達成を視野に入れ、引き続きエネルギー関連商材や認証材の拡販及び非住宅木構造分野への取組みを強化するとともに、サステナビリティへの取組み姿勢を明確にするため、当社グループにおける重要課題の特定を実施いたしました。加えて、中古マンションリノベーション業者への販売強化やPB商品の拡販等の既存の営業方針を維持する一方で、売上総利益率の改善や全社的なコスト削減、業務効率化や働き方改革を推進し、収益体質の改善を図ってまいりました。また、2021年4月1日付で、非住宅分野のフローリング工事において全国でトップクラスの実績を誇る中部フローリング株式会社を当社グループに迎え入れ、新たな経営基盤の構築を図りました。その他、当社グループの住宅請負事業を担うジューテックホーム株式会社のメインブランド「ウェルダンノーブルハウス」が、「業界トップクラス」の居住性能を評価され、省エネルギー性能の優れた住宅に対して表彰される「ハウス・オブ・ザ・イヤール・イン・エナジー」を8年連続で受賞いたしました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、以下のとおりとなりました。なお、「収益

認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度と収益の会計処理が異なることから、以下の経営成績に関する説明において増減額及び前年同期比(%)を記載せずに説明しております。

売上高が172,627百万円(前連結会計年度は148,649百万円)、営業利益が2,901百万円(前連結会計年度は1,224百万円)、経常利益が3,788百万円(前連結会計年度は2,036百万円)、親会社株主に帰属する当期純利益が2,293百万円(前連結会計年度は1,394百万円)となりました。なお、「収益認識会計基準」等の適用により、当連結会計年度における売上高は915百万円減少しております。

(2) 今後の見通しと対処すべき課題

今後のわが国経済につきましては、継続的に新型コロナウイルスの感染拡大に対する対応を図りつつも、社会経済活動の正常化に向けた動きが進み景気が回復基調で推移していくことが期待されます。しかしながら、相次ぐ原材料費の高騰や物流コスト上昇等により、企業収益の悪化や消費者負担の増加等が不安視されるほか、ロシアのウクライナ侵攻による世界的な情勢不安が高まっていること等から、予断を許さない状況は続くと思定されます。

当住宅関連業界につきましては、テレワークの普及等による住み替え需要等のプラス要因が見込まれる一方で、ウッドショックや原材料費の高騰の影響から住宅価格の上昇による消費者の購買意欲減少等の不安要素もあり、新設住宅着工戸数は弱含みでの推移となると想定されます。また、リフォーム・リノベーション市場は堅調な推移となると想定されますが、商品値上げ等の影響による下振れリスクには十分注意が必要であると考えられます。その他、業界全体における物流コスト上昇やサプライチェーンの分断等による一部商品の供給遅延の課題も残っており、経営環境は不透明な状況が続くと想定されます。

このような環境の中で当社グループは、感染防止対策は継続しつつ、サステナビリティへの取組みの一環として、引き続きエネルギー関連商材や認証材の拡販及び非住宅木構造分野への取組みを強化するとともに、特定した重要課題に対する施策を推進してまいります。また、中古マンションリノベーション業者への販売強化やPB商品の拡販等の既存の営業方針を維持する一方で、売上総利益率の改善や全社的なコスト削減、業務効率化や働き方改革を推進し収益体質の改善に努めてまいります。

また、コーポレート・ガバナンスの強化を図るとともに、コンプライアンス及び財務報告に係る内部統制についても、更なる強化に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、何卒今後ともより一層のご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は1,435百万円であり、その主なものは、当社グループの新本社ビル建設、株式会社グリーンハウザーの本社棟増設、及び基幹システム等の更新、機能強化等であります。

(4) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、長期借入れにより968百万円を資金調達した一方で、長期借入金の返済が1,389百万円ありました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分	2018年度 第10期	2019年度 第11期	2020年度 第12期	(当連結会計年度) 2021年度 第13期
売 上 高	百万円 159,814	百万円 162,398	百万円 148,649	百万円 172,627
経 常 利 益	百万円 1,896	百万円 2,084	百万円 2,036	百万円 3,788
親会社株主に帰属する当期純利益	百万円 1,226	百万円 1,279	百万円 1,394	百万円 2,293
1株当たり当期純利益	円 銭 92.42	円 銭 96.36	円 銭 105.08	円 銭 172.79
総 資 産	百万円 66,422	百万円 67,121	百万円 66,394	百万円 75,832
純 資 産	百万円 13,931	百万円 14,626	百万円 16,195	百万円 18,165
1株当たり純資産	円 銭 1,048.91	円 銭 1,101.09	円 銭 1,219.28	円 銭 1,368.69

(注)1.1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2.当連結会計年度より「収益認識会計基準」等を適用しており、当連結会計年度の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社の状況及び取引に関する事項
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ジューテック	850百万円	100.0%	住宅総合資材及び工業用資材の販売並びに施工付販売
株式会社グリーンハウザー	158百万円	100.0%	住宅関連諸資材総合販売 (木材製品、建材、住宅機器、サッシの販売及び木造住宅の建築請負工事全般と内外請負工事等)

当連結会計年度において、2021年4月1日付で中部フローリング株式会社の全株式を取得し子会社化したほか、2022年3月31日付で連結子会社であった株式会社クニヒロ・ホームテックの全株式を譲渡したため、当社の連結子会社は上記の重要な子会社2社を含め合計10社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

会社名	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社ジューテック	東京都港区芝大門一丁目3番2号	4,053百万円	7,710百万円

(7) 主要な事業内容

当社グループは、主たる業務として合板、建材、住宅設備機器及びDIY商品の国内における卸売を行っているほか、住宅建築請負やリフォーム・工事業、また、一般運送業や情報システムの賃貸等を営んでおります。

(8) 主要な事業所等

① 当社

本社 東京都港区芝大門一丁目3番2号

② 重要な子会社

(株式会社ジューテック)

本社 東京都港区芝大門一丁目3番2号

事業所 全国41カ所

(株式会社グリーンハウザー)

本社 宮城県仙台市宮城野区中野字上小袋田18番1

事業所 2カ所 (札幌市ほか)

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,131名	18名増

(注)従業員数は、臨時従業員(嘱託・臨時・契約社員)の人数(174名)を除いて記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	平均年齢	平均勤続年数
72名	41.8才	12.7年

(注)1.従業員数は、臨時従業員（嘱託・臨時・契約社員）の人数(9名)を除いて記載しております。
2.平均勤続年数は、株式会社ジューテックにおける勤続年数を通算しております。

(10) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	1,028
株式会社三井住友銀行	599
株式会社北陸銀行	434
株式会社横浜銀行	320

百万円

(11) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 47,000,000株
- (2) 発行済株式総数 13,272,449株 (自己株式494,603株を除く)
- (3) 株主数 9,011名
- (4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社ベニア商会	3,608	27.2%
足立建一郎	1,034	7.8
ジューテックグループ社員持株会	746	5.6
梅崎紀枝	518	3.9
大建工業株式会社	429	3.2
株式会社ユ一エム興産	424	3.2
住友林業株式会社	412	3.1
伊藤忠建材株式会社	406	3.1
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	348	2.6
梅崎興司	327	2.5

(注)当社は、自己株式494,603株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	足立 建一郎	株式会社ジューテック代表取締役会長
代表取締役副社長	植木 啓之	経営企画部、グループ事業統括部、内部監査室、DX推進室担当 株式会社ジューテック取締役
常務取締役	岩瀬 裕道	財務経理部、審査法務部、情報システム部担当 株式会社ジューテック取締役
取締役	佐竹 利彦	人事部、総務部担当 兼 人事部長 株式会社ジューテック取締役
取締役	花上 稔	株式会社ジューテック代表取締役社長
取締役	佐藤 誠	株式会社ベルパーク社外監査役
取締役	定金 生馬	
取締役	山上 圭子	東京靖和総合法律事務所客員弁護士 デンヨー株式会社社外取締役監査等委員
監査役(常勤)	北川 博之	株式会社ジューテック常勤監査役
監査役(常勤)	井浪 禎士	株式会社ジューテック常勤監査役
監査役	高橋 龍徳	日比谷総合会計事務所代表パートナー 株式会社日比谷総合コンサルティング代表取締役 株式会社コッポラ社外取締役

- (注)1.取締役佐藤誠氏、定金生馬氏及び山上圭子氏の3名は、社外取締役であります。
 2.監査役北川博之氏、井浪禎士氏及び高橋龍徳氏の3名は、社外監査役であります。
 3.監査役高橋龍徳氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 4.社外取締役佐藤誠氏、定金生馬氏、山上圭子氏及び社外監査役北川博之氏、井浪禎士氏、高橋龍徳氏の6名を、東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5.当事業年度末日後に以下の役員の担当及び重要な兼職の異動がありました。

氏名	新	旧	異動年月日
岩瀬 裕道	常務取締役財務経理部、審査法務部、情報システム部、デジタルサービス部担当 株式会社ジューテック取締役	常務取締役財務経理部、審査法務部、情報システム部担当 株式会社ジューテック取締役	2022年4月1日

- 6.当社は執行役員制度を導入しており、2022年4月1日現在の執行役員は次のとおりであります。

氏名	担 当
田中 伸和	グッドハウザー株式会社代表取締役社長
渡辺 昌樹	株式会社グリーンハウザー代表取締役社長
木村 正人	株式会社イワベニ代表取締役社長

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び全ての子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者とした役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該契約の内容の概要は、以下のとおりであります。

- ・被保険者が負担することとなった法律上の損害賠償金や争訟費用等を補填の対象としております。
- ・被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、補填の対象外としております。
- ・当該契約の保険料は全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の額について、世間水準及び対従業員給与とのバランスを考慮し、株主総会で承認された報酬総額の限度内において、その役位、職責、在籍年数等により決定する方針とすることを取締役会において決議しております。

取締役の報酬は、定額報酬として毎月支給する「基本報酬」、退任後に支給する「役員退職慰労金」、及び役員賞与として年に一度支給する「業績連動報酬等」により構成され、各割合については、特段定めのないものとしております。また、全て金銭による報酬としております。

個人別の報酬等のうち、役員賞与として支給する業績連動報酬等に関しては、その総額を連結営業利益額の5%以内としており、その算出方法は、基本報酬に従業員の基本給に対する年間賞与支給率を乗じて算出された額を基準に、職責や業績への貢献度等を総合的に勘案して決定し支給しております。指標として連結営業利益を選定した理由は、当社グループは営業利益を主要な業績指標としていることに加え、各取締役の職責や業績への貢献度等を総合的に評価する上で関連性が高いと判断したためであります。当期の連結営業利益については、連結損益計算書に記載のとおりであります。

なお、社外取締役については、その職責に照らし、基本報酬のみを付与するものといたします。

また、監査役の報酬は、監査役の協議により決定しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額（役員退職慰労金を除く）は、2021年6月25日開催の第12回定時株主総会において年額200百万円以内（うち社外取締役25百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人給与相当額を含まない）。当該定時株主総会終結

時点の取締役の員数は8名（うち社外取締役3名）です。

監査役の金銭報酬の額（役員退職慰労金を除く）は、2011年6月29日開催の第2回定時株主総会において年額45百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、2021年7月から2022年6月までの取締役の基本報酬については、取締役会の委任決議に基づき代表取締役社長である足立建一郎がその具体的内容を決定しております。権限を委任した理由は、各取締役の職責や在籍年数等を考慮し公平公正に評価するには、代表取締役社長が最も適していると判断したためであります。なお、当該権限が適切に行使されるよう、社外役員で構成する社外役員協議会に対し、事前に報酬案の説明を行い、意見を求めた上で決定をしております。

また当社は、2021年10月1日に任意の諮問機関である指名・報酬委員会（社外取締役が過半数を占める）を設置しており、業績連動報酬等の決定にあたっては、代表取締役社長及び人事担当役員が作成した報酬案を同委員会に諮問し答申を得ております。今後は、取締役の個人別報酬等の決定を行うにあたっては、同委員会にて決定方針との整合性を含めた多角的な審議検討を行うものとしします。

取締役の個人別の報酬等が当該手続きを経て決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等 (賞与)	役員退職慰労 引当金繰入額	
取締役 (うち社外取締役)	201 (12)	114 (12)	75 (－)	11 (－)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	42 (42)	26 (26)	13 (13)	2 (2)	3 (3)

(注)1. 当事業年度末現在の人員は、取締役8名（うち社外取締役3名）、監査役3名（うち社外監査役3名）であります。

2. 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等はありません。

(5) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外取締役佐藤誠氏は、株式会社ベルパークの社外監査役を兼職しておりますが、当社と当該会社との間に取引関係はありません。

社外取締役山上圭子氏は、東京靖和綜合法律事務所客員弁護士及びデンヨー株式会社の

社外取締役監査等委員を兼職しておりますが、当社と当該事務所及び会社との間取引関係はありません。

社外監査役北川博之氏及び井浪禎士氏の2名は株式会社ジューテックの常勤監査役であります。なお、同社は当社の100%子会社であります。

社外監査役高橋龍徳氏は、日比谷総合会計事務所の代表パートナー、株式会社日比谷総合コンサルティングの代表取締役及び株式会社ココレポートの社外取締役を兼職しておりますが、当社と当該事務所及び会社との間取引関係はありません。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

社外取締役定金生馬氏は当社の子会社である株式会社ジューテックの使用人の三親等以内の親族であります。

③ 当事業年度における主な活動状況

役職及び氏名	出席回数（出席率）	主な発言状況等
取締役 佐藤 誠	取締役会13/15回 (86.7%)	<p>事業会社経営における幅広い知識と豊富な経験から、当社の経営上有用な助言及び提言を適宜行っております。</p> <p>（期待される役割に関して行った職務の概要） 取締役会において、主に当社子会社の取締役の執行報告等に対し、課題の明確化や課題解決の手段等についての有用な助言をしたほか、M&A案件等におけるリスクや取締役の意見に対する評価等を適宜発言し、当社経営のガバナンス向上に資する役割を果たしております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員も務めております。</p>
取締役 定金 生馬	取締役会14/15回 (93.3%)	<p>事業会社経営における幅広い知識と豊富な経験から、当社の経営上有用な助言及び提言を適宜行っております。</p> <p>（期待される役割に関して行った職務の概要） 取締役会において、主に当社子会社の取締役の執行報告等に対し、課題の明確化や課題解決の手段等についての有用な助言をしたほか、M&A案件等におけるリスクや取締役の意見に対する評価等を適宜発言し、当社経営のガバナンス向上に資する役割を果たしております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員も務めております。</p>
取締役 山上 圭子	取締役会11/11回 (100%)	<p>主に弁護士としての専門性と豊富な経験に基づき、当社の経営上有用な助言及び提言を適宜行っております。</p> <p>（期待される役割に関して行った職務の概要） 取締役会において、主に当社子会社の取締役の執行報告等に対し、企業法務に精通した弁護士として、客観的・専門的な視点からリスクの指摘や改善策の提案等を行い、当社経営のガバナンス向上に資する役割を果たしております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員も務めております。</p>

役職及び氏名	出席回数（出席率）	主な発言状況等
監査役 北川 博之	取締役会15/15回 (100%) 監査役会13/13回 (100%)	主に当業界における幅広い知識と豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。
監査役 井浪 禎士	取締役会15/15回 (100%) 監査役会13/13回 (100%)	主に当業界における幅広い知識と豊富な経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。
監査役 高橋 龍徳	取締役会15/15回 (100%) 監査役会13/13回 (100%)	主に公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。

(注)山上圭子氏は、2021年6月開催の第12回定時株主総会において、新たに選任され、就任いたしましたので当事業年度の取締役会への出席回数は就任後の回数を記載しております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	51百万円

(注)1.当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的に区分できませんので、合計額を記載しております。

2.監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬見積り額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号いずれかに該当したときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の監査の適正性及び信頼性が確保できないと認めたときは、監査役全員の同意に基づき、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について、取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

- ① コーポレート・ガバナンス
 - a. 取締役会は、法令、定款、株主総会決議及び取締役会規程に従い、また、「ジューテックグループ企業行動憲章」に従い、経営に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
 - b. 取締役は、取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議並びに職位・職務権限規程（決裁権限表を含む）その他の社内規程に従い、当社の業務を執行する。
 - c. 代表取締役及び業務執行取締役は、3ヶ月に1回以上及び必要の都度、職務の執行状況を取締役に報告する。
 - d. 監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、監査役会規程及び監査役監査基準に則り、内部監査部署、会計監査人及び社外取締役と連携して、取締役の職務執行の適正性を監査する。
- ② コンプライアンス
 - a. 当社は、コンプライアンスを経営の最重要課題と位置付け、当社グループの全役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範として「ジューテックグループコンプライアンス行動基準」を定める。また、定期的に同基準の見直しを行うとともに、コンプライアンス教育・研修の実施、コンプライアンス確認書の取得等により当社グループの全役職員のコンプライアンスに対する啓蒙に努める。
 - b. リスク・コンプライアンス委員会は、当社グループのコンプライアンス体制の整備・運用状況についてチェックを行い、必要に応じて取締役会等に助言・報告する。また、法令上疑義のある行為等については当社グループの役職員が直接情報提供を行う手段として、コンプライアンス・ホットラインを設置・運営する。
- ③ 財務報告の適正性確保のための体制整備
当社は、財務報告の信頼性と適正性を確保するため、金融商品取引法等の定めに従い、財務報告に係る内部統制システムを構築し、その有効性を継続的に評価するとともに、必要な是正を行う体制を整備し運用する。
- ④ 内部監査
内部監査室は、内部監査規程に基づき当社グループの業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務の執行手続き及び内容の妥当性につき、定期的に内部監査を実施し、取締役及び監査役に対し、その結果を報告する。また、内部監査室は、内部監査により判明した指摘、提言事項の改善履行状況についても、フォローアップ監査を実施す

る。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 情報の保存・管理

取締役は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書のほか職務執行に係る重要な情報が記載された文書（電磁的記録を含む）を関連資料とともに、情報セキュリティ管理規程、文書管理規程、その他の社内規程の定めるところに従い、適切に保存し、管理する。

② 情報の閲覧

取締役及び監査役は、いつでも前項の情報を閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、当社グループ全体のリスク管理について定めるリスク管理規程に従い経済活動に潜在するリスクを信用リスク、情報システムリスク、事務リスク、財務リスク、法務（コンプライアンス）リスク及び自然災害等の各領域に類型化し、それぞれの主管部署を定め、リスクの類型毎に評価・特定並びにリスク管理の方針・体制・手続き等を策定し、定期的に見直す。また、各主管部署は、内外の環境変化に伴う新たなリスクの発生あるいは既存リスクの状況の変化を踏まえて、当該リスクを定期的に評価、見直し、もしくは特定する。

リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項の検証と検討を行うことにより、当社グループ全体のリスク管理について指摘、要請を行い、各主管部署に対して適正な対処を求める。また、委員会を定期的を開催して、リスクに関する情報交換と対策を講じるとともに、これらの管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

なお、自然災害等の外部要因による危機的状況下における当社グループの全役職員の行動基準及び具体的な対応については、事業継続計画（BCP）規程並びに危機管理マニュアルに定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次の経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図る。

① 定時取締役会を原則、毎月1回、臨時取締役会を必要に応じて適宜開催し、法令、定款及び取締役会規程に従い、重要事項について審議・決定を行い、また、取締役の業務の執行状況の報告を受け、その監督等を行う。

② 経営効率の向上を図るため、経営会議を設け、重要事項の審議・決定及び取締役会に上程する議案の事前審議を行う。

③ 取締役会で決議された年度計画（予算）について、その進捗状況について取締役会で管理を行う。

- ④ 取締役及び使用人が適正かつ効率的な職務を行うために、組織・業務分掌規程及び職位・職務権限規程（決裁権限表を含む）等社内規程を整備し、各役職者の権限・責任の明確化を図る。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社管理体制
- 子会社を統括する部署としてグループ事業統括部を設置し、関係会社管理規程に基づき、子会社の経営管理及び経営指導にあたるとともに、各子会社には原則として取締役及び監査役を派遣して、業務の適正化を図る。
 - 子会社の重要事項の決定については、関係会社決裁権限表に基づき、当社の取締役会もしくは経営会議にて審議し、決定する。
 - 当社は、各子会社の社長が当社の関係する役員等に対して、当該子会社の営業成績、財務状況、その他の重要情報について報告をするグループ会社の社長会議を定期的開催する。
- ② コンプライアンス
- リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンス体制の整備につき子会社を指導するとともに、子会社への教育・研修を実施し、グループ全体のコンプライアンスの徹底に努める。
- ③ 内部監査
- 子会社の業務活動全般も、内部監査室による内部監査の対象とする。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性及び指示の実効性の確保に関する事項

- ① 監査役の職務補助
- 監査役は、職務を遂行するにあたり必要な場合は、内部監査室の所属員を補助者として起用することができる。
- ② 監査役の職務補助者に対する指揮命令権限
- 監査役職務補助者が当該補助業務を実施するにあたっての当該職務補助者に対する指揮命令権限は、監査役に専属するものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ① 重要会議への出席
- 監査役は、取締役会のほか、経営会議その他の重要な会議または委員会に出席し、意見を述べる事ができる。また、重要な会議の議事録、取締役が決裁を行った重要な申請書

類等については、監査役はいつでも閲覧できる。

② 取締役等の報告義務

取締役は、監査役の求めに応じて、経営、財務、コンプライアンス、リスク管理、内部監査の状況等について、適時に監査役に対する報告を行うとともに、職務執行に関し重大な法令もしくは社内ルールの違反または会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告する。

③ 使用人による報告

使用人は、監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- a. 当社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- b. 重大な法令または定款の違反事実

④ 子会社の取締役・監査役等及び使用人またはこれらの者からの報告を受けた者（以下、「子会社の役職員等」という）からの報告

子会社の役職員等は、当社の監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。また、子会社の役職員等は、当社の監査役に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- a. 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれがある事実
- b. 重大な法令または定款の違反事実

⑤ 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 内部監査部署との連携

内部監査室は、監査役との間で、各事業年度における内部監査計画を協議するとともに、定期的に会合を持ち、内部監査の結果及び指摘・提言事項等について協議及び意見交換する等、密接な情報交換及び連携を図る。

② 子会社監査役との連携等

監査役は、監査役監査基準に基づき、子会社の監査役と密接な連携を保ち、効果的な監査を実施するよう努める。また、監査役は、必要に応じて、子会社の取締役及び使用人から業務の状況を聴取する。

③ 外部専門家の起用

監査役は、監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部専門家を独自に起用することができる。

④ 監査役の職務執行について生ずる費用

当社は、監査役の職務執行について生ずる費用等を支弁するため、毎年、監査役の職務

執行に必要と想定される費用につき、予算を設ける。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは、一切の関係を持たず、不当な要求行為に対しては、反社会的勢力との関係遮断マニュアルに従い、毅然とした態度で対応する。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当連結会計年度における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行について

取締役会は15回開催され、法令、定款及びその他社内規程に基づき、経営に関する重要事項の決定を行うほか、取締役の職務執行の適正性や効率性を高めるため、各取締役の職務執行状況の報告や経営課題に関する議論等を行いました。また、当社と利害関係を有しない社外取締役が取締役会の全てに出席し、適宜、有益な意見を述べております。なお、経営会議は30回開催され、重要事項の審議・決定及び取締役会に上程する議案の事前審議を行いました。

② 監査役の職務執行について

監査役は、監査役会で定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換等を実施いたしました。また、監査役全員が全ての取締役会に出席したほか、常勤監査役2名は経営会議等の重要な会議に出席し、有益な意見を述べております。

③ 内部監査の実施について

内部監査室は、監査役と協議の上内部監査計画を作成し、当社グループ各社の業務全般に関し、法令、定款及び社内規程等の遵守状況や職務執行手続き等を対象とした内部監査を実施し、取締役及び監査役に対し、その監査結果の報告を行いました。

④ リスク管理体制について

リスク・コンプライアンス委員会は4回開催され、当社グループのリスク・コンプライアンス体制の運用状況についてチェックを行ったほか、コンプライアンスチェックリストの提出を各部署に要請し、年2回取締役会にチェック結果の報告等を行いました。

⑤ 運用状況のレビューについて

業務の適正を確保するための体制の運用状況については、年1回取締役会においてレビューを行っております。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、株主の皆様への利益還元を経営の最重要政策の一つとして位置付けております。M&A等を活用した成長分野への戦略投資を引き続き実施し企業価値の持続的な向上を図るとともに、内部留保の充実による財務体質の改善を図ることで、株主還元と内部留保のバランスを考慮した利益還元政策を実施してまいります。

配当につきましては、安定的な配当の継続を維持しながら、業績及び財務状況並びに将来的な経営環境を勘案し、連結配当性向30%を目途に配当を行うものとしております。

当期の剰余金の期末配当につきましては、当期業績を踏まえ、当初予想から7円増配の1株当たり22円とさせていただく予定であります。なお、中間期において、中間配当金1株につき13円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は、1株につき35円となります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び数量は、表示単位未満の端数を切り捨てております。比率については、表示桁未満の端数がある場合は、これを四捨五入しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	59,897	流動負債	53,350
現金及び預金	10,926	支払手形及び買掛金	33,569
受取手形、売掛金及び契約資産	35,842	電子記録債務	13,339
電子記録債権	5,822	短期借入金	482
商品及び製品	4,628	1年内返済予定長期借入金	860
販売用不動産	163	未払法人税等	1,323
未成工事支出金	1,284	賞与引当金	1,068
その他の	1,566	その他の引当金	189
貸倒引当金	△336	その他の	2,516
固定資産	15,934	固定負債	4,316
有形固定資産	11,770	長期借入金	2,083
建物及び構築物	1,917	繰延税金負債	489
機械装置及び運搬具	148	役員退職慰労引当金	380
土地	8,183	退職給付に係る負債	420
建設仮勘定	1,464	その他の	942
その他の	55		
無形固定資産	519	負債合計	57,666
のれん	218		
その他の	300	(純資産の部)	
投資その他の資産	3,644	株主資本	17,258
投資有価証券	2,165	資本金	850
破産更生債権等	59	資本剰余金	286
その他の	1,477	利益剰余金	16,354
貸倒引当金	△57	自己株式	△232
		その他の包括利益累計額	907
		その他有価証券評価差額金	908
		繰延ヘッジ損益	15
		退職給付に係る調整累計額	△16
		純資産合計	18,165
資産合計	75,832	負債及び純資産合計	75,832

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		172,627
売上原価		152,411
売上総利益		20,216
販売費及び一般管理費		17,314
営業利益		2,901
営業外収益		
受取利息及び配当金	75	
仕入割引	388	
投資有価証券売却益	9	
不動産賃貸料	255	
雇用調整助成金	25	
その他	171	926
営業外費用		
支払利息	22	
その他	16	38
経常利益		3,788
特別利益		
固定資産売却益	8	8
特別損失		
固定資産売却損	5	
固定資産除却損	2	
関係会社株式売却損	43	
減損	7	
本社移転関連費用	148	207
税金等調整前当期純利益		3,588
法人税、住民税及び事業税	1,703	
法人税等調整額	△411	1,292
当期純利益		2,296
非支配株主に帰属する当期純利益		3
親会社株主に帰属する当期純利益		2,293

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	850	294	14,379	△232	15,291
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△318		△318
親会社株主に帰属する当期純利益			2,293		2,293
自己株式の取得				△0	△0
連結子会社株式の取得による持分の増減					
非支配株主との取引に係る親会社の持分増減		△8			△8
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	△8	1,974	△0	1,966
当 期 末 残 高	850	286	16,354	△232	17,258

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	889	0	1	891	12	16,195
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△318
親会社株主に帰属する当期純利益						2,293
自己株式の取得						△0
連結子会社株式の取得による持分の増減					△16	△16
非支配株主との取引に係る親会社の持分増減						△8
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	18	15	△17	16	3	19
当 期 変 動 額 合 計	18	15	△17	16	△12	1,969
当 期 末 残 高	908	15	△16	907	—	18,165

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数 10社
主要な連結子会社の名称
株式会社ジューテック、株式会社グリーンハウザー
中部フローリング株式会社は、2021年4月1日付で株式取得により子会社となったため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。
株式会社クニヒロ・ホームテックは、2022年3月31日付で全株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。
- (2) 主要な非連結子会社の名称等
該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、全て連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
その他有価証券
市場価格のない 決算日の市場価格等に基づく時価法
株式等以外のもの (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算出)
市場価格のない 移動平均法による原価法
株式等
- (2) デリバティブの評価基準 時価法
- (3) 棚卸資産の評価基準及び評価方法
通常の販売目的で保有する棚卸資産
評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)
商品、製品 移動平均法
販売用不動産、未成工事支出金 個別法
- (4) 固定資産の減価償却の方法
有形固定資産 定率法
(リース資産を除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
建物及び構築物 3～50年

無形固定資産 (リース資産を除く)	定額法 なお、主な償却年数は以下のとおりであります。 自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）
リース資産	所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(5) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
賞与引当金	従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき引当金を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき引当金を計上しております。
役員退職慰勞引当金	役員及び執行役員の退任による退職慰勞金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 退職給付に係る会計処理の方法

(イ) 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(ロ) 数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。

(ハ) 一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

(7) 重要な収益及び費用の計上基準

(イ) 商品、製品の販売

商品、製品の販売については、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、商品等の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品等と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

(ロ) 工事契約

当社及び連結子会社では、工事契約の一部において、長期の契約を締結しております。当該契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。なお、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、当該履行義務を充足する際に発生する費用を回収することが見込まれる場合には、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる時まで、一定の期間にわたり充足される履行義務について原価回収基準により収益を認識しております。また、契約における取引開始日から完全に履行義務を

充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ取引に係る損益の認識については繰延ヘッジ処理によっております。

(9) のれんの償却方法及び償却期間

5年間で均等償却しております。

5. 会計方針の変更等

(1) 収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、一部の会計処理について下記のとおり変更しております。

・代理人取引に係る収益認識

顧客への財またはサービスの提供における当社グループの役割が代理人に該当する取引について、従来は、顧客から受け取る対価の総額を収益として認識しておりましたが、顧客から受け取る額から仕入先に支払う額を控除した純額で収益を認識することとしております。

・有償支給取引に係る収益認識

従来は、有償支給取引において支給品に係る収益を認識しておりましたが、当該収益を認識しないこととしております。

・工事契約に係る収益認識

工事契約に関して、従来は、工事の進捗部分について成果の確実性が認められる場合には、工事進行基準によっておりましたが、財またはサービスに対する支配が顧客に一定の期間にわたり移転する場合には、財またはサービスを顧客に移転する履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識する方法に変更しております。履行義務の充足に係る進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の合計に占める割合に基づいて行っております。また、契約の初期段階において、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積もることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合は、原価回収基準にて収益を認識しています。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

・「売上割引」の取扱い

当社グループは、従来は、「売上割引」については、営業外費用での計上を行っておりましたが、「売上高」から減額することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんど全ての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。なお、当連結会

計年度の期首の利益剰余金に与える影響はありません。

この結果、当連結会計年度の連結損益計算書は、売上高は915百万円減少し、売上原価は661百万円減少し、営業利益は253百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(2) 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

6. 表示方法の変更に関する注記

連結貸借対照表

前連結会計年度において「固定資産 有形固定資産 その他」に含めておりました「建設仮勘定」（前連結会計年度254百万円）については、重要性が高まったため、当連結会計年度においては区分掲記しております。

7. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 受取手形、売掛金及び契約資産のうち、顧客との契約から生じた債権及び契約資産の金額

受取手形	8,039百万円
売掛金	27,418百万円
契約資産	384百万円

(2) 担保資産及び担保付債務

担保資産	
投資有価証券	88百万円
計	88百万円

担保付債務	
支払手形及び買掛金	645百万円
計	645百万円

(3) 有形固定資産の減価償却累計額

5,062百万円

(4) 流動負債「その他」のうち、契約負債の残高

538百万円

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	13,767,052	—	—	13,767,052

(2) 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	494,249	354	—	494,603

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取りによる増加 354株

(3) 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	146	11	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月8日 取締役会	普通株式	172	13	2021年9月30日	2021年11月30日

(4) 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決議 (予定)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	291	22	2022年3月31日	2022年6月29日

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、必要な資金を銀行借入により調達しております。営業債権の信用リスクについては、当社の審査法務部及び各社の営業部門が与信管理規定に従い取引先それぞれの与信枠を設け管理するとともに、取引先の経営状況を定期的にモニタリングすることにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格のない株式等以外のものについては定期的に時価や発行体（取引先）の財務状況等を把握し、取引先との関係を勘案して、保有状況を継続的に見直しております。

短期借入金には主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金には主に設備投資に係る資金調達であります。商品輸出に係る外貨建売上債権、棚卸資産（商品）の購入に係る外貨建営業債権の一部に対し、為替変動リスクを低減する目的でデリバティブ取引（先物為替予約取引）を利用しております。なお、デリバティブ取引は、経理規定に基づき執行・管理しております。

流動性リスクについては、各社が、適時に資金計画を作成・更新する等により、手許流動性を維持し管理しております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当社グループの保有する金融商品は、売掛金、受取手形、電子記録債権、買掛金、電子記録債務等の短期で決済されるもの及びその他の金額的に重要性の低いものであることから、注記の記載を省略しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

当社グループの保有する金融商品は、売掛金、受取手形、電子記録債権、買掛金、電子記録債務等の短期で決済されるもの及びその他の金額的に重要性の低いものであることから、注記の記載を省略しており

ます。

10. 賃貸等不動産に関する注記

(1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の連結子会社は、東京都及びその他の地域において、賃貸商業施設または賃貸住宅（土地含む）等を所有しております。

(2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	連結決算日における時価
1,966	6,805

(注) 1.連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2.時価の算定方法

主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書等に基づく金額、ただし、第三者からの取得時や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。また、重要性が乏しいその他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	セグメント区分		合計
	住宅資材販売	その他	
財またはサービスの種類別			
合板	15,619	—	15,619
建材	74,001	—	74,001
住宅設備機器	34,116	—	34,116
D I Y 商品 (注)	6,822	—	6,822
住宅資材販売その他	39,477	—	39,477
その他	—	2,590	2,590
顧客との契約から生じる収益	170,036	2,590	172,627
外部顧客への売上高	170,036	2,590	172,627

(注) ホームセンター等へ販売した合板、建材、住宅設備機器等が含まれております。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 4.会計方針に関する事項 (7)重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しております。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	36,359
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	41,280
契約資産（期首残高）	129
契約資産（期末残高）	384
契約負債（期首残高）	1,239
契約負債（期末残高）	538

契約資産は、主な顧客との工事請負契約について期末日時点で完了しているが未請求の工事役務提供等に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との工事請負契約から生じた債権に振り替えられます。当該工事役務提供等に関する対価は、顧客の工事検収完了に従い、工事請負契約で定められた請求の時期に請求し、工事請負契約で定められた回収の時期に受領しております。

契約負債は、主に、工事請負契約に定められた支払条件に基づき顧客から受けとった期間分の前受金及び未成工事受入金に関するものであります。なお、契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,231百万円であります。また、当連結会計年度において、契約資産が増加した主な理由は、工事の進行による増加であります。また当連結会計年度において、契約負債が減少した主な理由は、工事の進行及び完成による未成工事受入金の減少であります。過去の期間に充足（または部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益（主に、取引価格の変動）はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。当該履行義務は、工事請負契約における工事役務提供に関するものであり、期末日後1年以内に約80%、残り約20%がその後2年以内に収益として認識されると見込んでおります。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,368円69銭
(2) 1株当たり当期純利益	172円79銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎 連結損益計算書上の親会社株主に帰属 する当期純利益	2,293百万円
普通株主に帰属しない金額	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益	2,293百万円
普通株式の期中平均株式数	13,272千株

13. 企業結合等に関する注記

(1) 企業結合等の概要

① 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称：中部フローリング株式会社

事業の内容：フローリング工事、フローリング資材の製造（ファブレス）・販売

② 企業結合を行った主な理由

今後の住宅関連事業は、人口減少や少子高齢化などにより新築需要が減少し、厳しい経営環境になると予想されます。そのような中、非住宅分野のフローリング工事において全国でトップクラスの実績を誇る中部フローリング株式会社を当社グループに迎え入れ、新たな経営基盤の構築を図り、更なる企業価値の向上を目指すことといたしました。

③ 企業結合日

2021年4月1日

④ 企業結合の法的形式

株式取得

⑤ 結合後企業の名称

名称に変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものです。

(2) 連結計算書類に含まれる被取得企業の業績の期間

2021年4月1日から2022年3月31日まで

(3) 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	650百万円
取得原価		650百万円

取得価額につきましては、第三者機関の株式価値算定をもとに、双方協議の上で決定しております。

(4) 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザリーに対する報酬・手数料等 35百万円

(5) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれん金額

229百万円

② 発生原因

今後の事業展開によって期待される将来の超過収益力から発生したものであります。

③ 償却方法及び償却期間

5年間にわたる均等償却

(6) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産 2,366百万円

固定資産 590百万円

資産合計 2,957百万円

流動負債 2,260百万円

固定負債 275百万円

負債合計 2,536百万円

(7) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び種類別の内訳並びに償却期間

種類	金額	償却期間
顧客関連資産	35百万円	5年
顧客関連資産（受注残）	163百万円	1年
合計	199百万円	—

(8) 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

取得日が当連結会計年度の期首のため影響はございません。

14. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

15. 記載金額は、百万円未満を切り捨て表示しております。

比率については、表示桁未満の端数がある場合はこれを四捨五入しております。

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	694	流動負債	570
現金及び預金	312	1年内返済予定長期借入金	230
営業未収金	215	未払金	49
前払費用	14	未払費用	46
立替金	115	未払消費税等	26
その他	37	預り金	10
		賞与引当金	117
		役員賞与引当金	89
固定資産	7,015	固定負債	1,817
有形固定資産	0	長期借入金	1,740
工具、器具及び備品	0	退職給付引当金	8
無形固定資産	0	役員退職慰労引当金	69
ソフトウェア	0		
投資その他の資産	7,015	負債合計	2,387
関係会社株式	6,956	(純資産の部)	
繰延税金資産	56	株主資本	5,322
その他	3	資本金	850
		資本剰余金	3,220
		資本準備金	294
		その他資本剰余金	2,926
		利益剰余金	1,482
		その他利益剰余金	1,482
		繰越利益剰余金	1,482
		自己株式	△230
		純資産合計	5,322
資産合計	7,710	負債及び純資産合計	7,710

損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金	額
営業収益		1,802
営業費用		1,361
営業利益		440
営業外収益		
その他	2	2
営業外費用		
支払利息	7	
その他	0	7
経常利益		435
税引前当期純利益		435
法人税、住民税及び事業税	62	
法人税等調整額	△6	56
当期純利益		379

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己 株式	株主資本 合計	
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当 期 首 残 高	850	294	2,926	3,220	1,422	1,422	△230	5,262	5,262
当 期 変 動 額									
剰余金の配当					△318	△318		△318	△318
当期純利益					379	379		379	379
自己株式の取得							△0	△0	△0
当期変動額合計	—	—	—	—	60	60	△0	60	60
当 期 末 残 高	850	294	2,926	3,220	1,482	1,482	△230	5,322	5,322

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 固定資産の減価償却の方法
- | | |
|--------|-----|
| 有形固定資産 | 定率法 |
| 無形固定資産 | 定額法 |
- なお、主な償却年数は以下のとおりであります。
自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）
- (2) 引当金の計上基準
- | | |
|-----------|--|
| 賞与引当金 | 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき引当金を計上しております。 |
| 役員賞与引当金 | 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき引当金を計上しております。 |
| 退職給付引当金 | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりです。
① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。 |
| 役員退職慰労引当金 | 役員の退任による退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。 |
- (3) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- 退職給付に係る会計処理
- 退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結貸借対照表における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更等

- (1) 収益認識に関する会計基準等の適用
- 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しておりますが、計算書類に与える影響はありません。
- (2) 時価の算定に関する会計基準等の適用
- 「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
 (2) 関係会社に対する金銭債権債務 (区分表示したものを除く)
- | | |
|--------|----------|
| 短期金銭債権 | 328百万円 |
| 短期金銭債務 | 238百万円 |
| 長期金銭債務 | 1,740百万円 |

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
営業取引高	営業収益 1,802百万円
	営業費用 38百万円
営業取引以外の取引高	7百万円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	494,249	354	—	494,603

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 354株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産	
賞与引当金	35百万円
退職給付引当金	2
役員退職慰労引当金	21
関係会社株式評価損	17
未払事業税	1
その他	10
繰延税金資産小計	89百万円
評価性引当額	△33
繰延税金資産合計	56百万円

7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金または 出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有(被所有) 割合(%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の 兼務等	事業上の 関係				
子会社	㈱ジューテック	東京都港区	850	合板・建材・住設機器等の販売	所有 直接 100.0	7名	経営指導及び業務の受託	経営指導及び業務の受託等(注1)	1,335	営業未収入金	190
								経費の立替払い(注2)	1,667	立替金	108
								資金の借入(注3)	—	1年内返済予定長期借入金	230
								資金の返済(注3)	165	長期借入金	1,740
								利息の支払(注3)	7	未払費用	1

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1.経営指導及び業務の受託等の対価については、双方協議の上合理的に決定しております。

2.経費の立替払いは、支払業務の一部を当社が代行していることから発生しているものであります。なお、この経費の立替払いについて、金利及び手数料の受取は行っておりません。

3.資金の借入及び利息の支払については、市場金利を勘案して利率を決定しております。

8. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

当社は主に、持株会社として子会社から、グループの経営効率の向上を図るため間接業務を受託してサービスを提供する等をしております。これについては、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に応じて収益を認識しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	401円03銭
(2) 1株当たり当期純利益	28円57銭
1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	379百万円
普通株主に帰属しない金額	—百万円
普通株式に係る当期純利益	379百万円
普通株式の期中平均株式数	13,272千株

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

11. 記載金額は、百万円未満を切り捨て表示しております。

比率については、表示桁未満の端数がある場合はこれを四捨五入しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

ジューテックホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 安藤 見
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 戸谷 且典
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ジューテックホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ジューテックホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月19日

ジューテックホールディングス株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 安藤 見

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 戸谷 且典

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ジューテックホールディングス株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書 謄本

監査報告書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役2名及び当社の使用人等が分担して監査役を兼務し、同社の取締役会等において取締役等との意思疎通及び情報の交換を図り、事業及び財産の状況の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）及び「監査法人の組織的な運営に関する原則（監査法人のガバナンスコード）」（2017年3月31日金融庁）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。
また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月30日

ジーテックホールディングス株式会社 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 北川 博之 ㊟

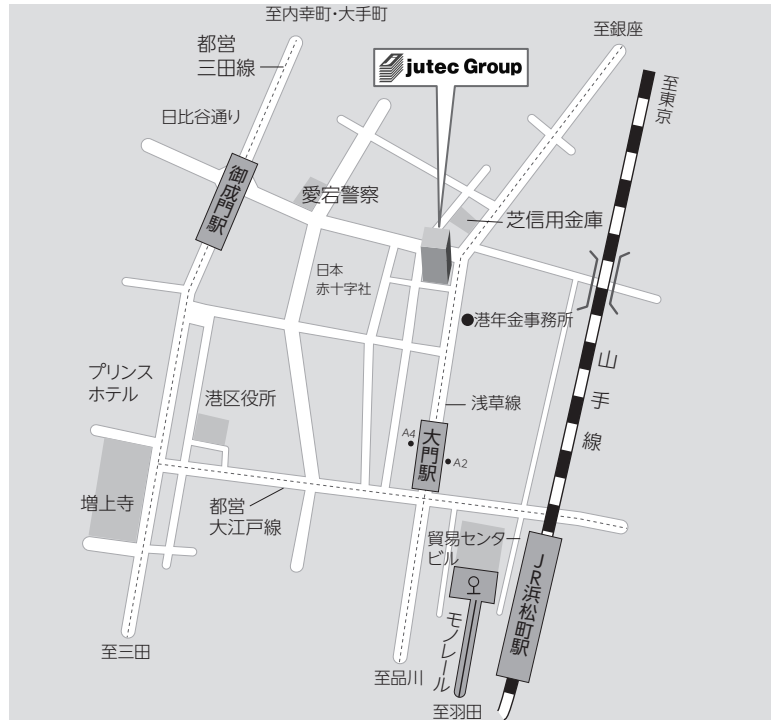
常勤監査役（社外監査役） 井浪 禎士 ㊟

監査役（社外監査役） 高橋 龍徳 ㊟

以上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都港区芝大門一丁目3番2号 当社8階会議室
電話 (03) 6435-9100



- JR (山手線・京浜東北線)「浜松町駅」より徒歩10分
- 都営地下鉄大江戸線・浅草線「大門駅」より徒歩5分
- 都営地下鉄三田線「御成門駅」より徒歩3分

◎ 駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場は、ご遠慮くださいますようお願いいたします。

株主総会当日にご出席の株主様へのお土産はご用意いたしておりません。
何卒ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。